

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3207号及び第3208号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 ^{まつむら} 松村 ^{まさお} 雅生）は、本日、次の2件の答申を行いました。

答申第3207号では、横浜市長が行った個人情報開示決定は妥当であると判断しています。

答申第3208号では、横浜市教育委員会が行った個人情報開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「令和4年度教職第111号「支障行動のある職員への対応に関する要綱」に基づく対象職員の決定等について」の起案表紙及び本文」の個人情報開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3207号】

- (2) 「(1)「支障行動のある職員への対応に関する要綱」に基づく対象職員の決定等について(令和4年度教職第111号)(発出に係る起案用紙)」の個人情報開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3208号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3207	令和5年3月16日	令和5年3月31日	令和5年4月14日	令和5年5月12日	個人	市長
3208	令和5年3月16日	令和5年3月30日	令和5年4月14日	令和5年5月12日	個人	教育委員会

3 対象保有個人情報、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3207	「令和4年度教職第111号「支障行動のある職員への対応に関する要綱」に基づく対象職員の決定等について」の起案表紙及び本文」(以下「本件保有個人情報」という。)	開示 横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。)第25条第1項に基づき開示 (本件本人開示請求書の記載から本件保有個人情報を特定し、その全部を開示した。)	原処分妥当

答申 番号	対象保有個人情報 (対象行政文書)	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会 の結論
3208	「(1)「支障行動のある職員への対応に関する要綱」に基づく対象職員の決定等について(令和4年度教職第111号)(発出に係る起案用紙)」(以下「本件保有個人情報」という。)	開示 横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。)第25条第1項に基づき開示 (本件本人開示請求書の記載から本件保有個人情報を特定し、その全部を開示した。)	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
3207	《答申に当たっての適用条例について》 横浜市個人情報の保護に関する条例(令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。)が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。 《支障行動のある職員への対応に係る事務について》 横浜市では、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保を図るため、支障行動のある職員への対応に関する要綱(平成17年10月19日制定)に基づき、個別に指導その他の措置(以下「個別指導等」という。)を必要とする職員(以下「対象職員」という。)に個別指導等を実施している。 対象職員に該当するか否かは、当該職員が所属する区局の長及び総務局長が協議することによって判断し、個別指導等を行うことが適当と認められる場合には、当該職員へ実施する旨を告知する。 《本件保有個人情報について》 教育委員会事務局職員課が総務局人事課と協議し、審査請求人に係る個別指導等の実施を告知することの意思決定を行った起案の表紙及び本文の写しである。 《本件処分の妥当性について》 ア 実施機関に確認したところ、以下のとおり説明があった。 (7) 対象職員は、当該職員の所属の区局長と総務局長の協議により決定し、連名で告知している。 (イ) 告知書の決裁から送達まで2か月以上を要しているのは、当時は新型コロナウイルス感染症対応で職員も応援に派遣されることが多く、告知日の調整に時間を要したからである。 (ウ) 総務局長の協議案件であるので、本件については当該起案の表紙及び本文の写しを実施機関で保有していたため特定した。 (エ) 告知書を送付するための起案はまさに本件保有個人情報であり、他には存在しない。 イ 上記の実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、他に本件本人開示請求の対象として特定すべき保有個人情報の存在を推認させる事情も認められない。 審査請求人は種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。
3208	《答申に当たっての適用条例について》 横浜市個人情報の保護に関する条例(令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。)が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基

答申 番号	判断の要旨
3208	づき審議することとする。 《支障行動のある職員への対応に係る事務について》 横浜市では、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保を図るため、支障行動のある職員への対応に関する要綱（平成17年10月19日制定）に基づき、個別に指導その他の措置（以下「個別指導等」という。）を必要とする職員（以下「対象職員」という。）に個別指導等を実施している。 対象職員に該当するか否かは、当該職員が所属する区局長及び総務局長が協議することによって判断し、個別指導等を行うことが適当と認められる場合には、当該職員へ実施する旨を告知する。 《本件保有個人情報について》 教育委員会事務局職員課が総務局人事課と協議し、審査請求人に係る個別指導等の実施を告知することの意思決定を行った起案の表紙及び本文である。 《本件処分の妥当性について》 ア 実施機関に確認したところ、以下のとおり説明があった。 (ア) 対象職員は、当該職員の所属の区局長と総務局長の協議により決定し、連名で告知している。 (イ) 告知書の決裁から送達まで2か月以上を要しているのは、当時は新型コロナウイルス感染症対応で職員も応援に派遣されることが多く、告知日の調整に時間を要したからである。 (ウ) 告知書を送付するための起案はまさに本件保有個人情報であり、他には存在しない。 イ 上記の実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、他に本件本人開示請求の対象として特定すべき保有個人情報の存在を推認させる事情も認められない。 審査請求人は種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR7.html>

5 条例（抜粋）

横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）

（本人開示請求に対する決定等）

第25条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、本人開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、第8条第2項第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

（第2項省略）

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

（第2項省略）

3 施行日前に旧条例第20条第1項若しくは第2項、第34条第1項若しくは第2項又は第43条

第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正又は利用停止については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	平賀 匡生	Tel 045-671-3881